

西宮市立山東自然の家指定管理者募集要項（案）

西宮市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、西宮市立山東自然の家の指定管理者を次のとおり募集します。

1 施設の概要

- (1) 名称 西宮市立山東自然の家（以下「山東自然の家」という。）
- (2) 所在地 兵庫県朝来市山東町粟鹿 2 1 7 9 番地
- (3) 設置目的 豊かな自然環境の中での集団宿泊生活及び野外活動を通じ、心身ともに健全な少年を育成することを目的に設置しています（西宮市立山東自然の家条例第 1 条（平成元年西宮市条例第 5 8 号））。

(4) 施設概要

- 敷地面積 : メイン施設周辺 39,059㎡
 アスレチック広場・テニスコート等 13,098㎡（借地）
- 施設構造 : 鉄筋コンクリート造り 3 階（一部平屋・2 階）建て
- 延べ床面積 : 5,973㎡
- 屋内施設 : 宿泊室（12 人用 18 室・6 人用 4 室）、リーダー室（6 人用 2 室・4 人用 2 室）、引率責任者室（2 人用 2 室）、視聴覚室（定員 100 人、※宿泊 28 人）、創作活動室（定員 60 人）、研修室（定員 60 人、※宿泊 28 人）、会議室（定員 18 人、※宿泊 10 人）、カウンセリングルーム（※宿泊 4 人）、天体観測室、体育室（542㎡）、食堂（252 席）、大浴室（25 人用 2 室）、小浴室（家庭浴室程度）、談話コーナー、事務室、医務室、管理人室
- 屋外施設 : つどいの広場、テントサイト（8 人用 30 張）、野外炊事場（50 人用 5 棟）、キャンプファイヤー場 2、トイレ、テニスコート 2 面、アスレチック、農園、果樹園

2 管理の基準

- (1) 休所日は、次のとおりです。ただし、自然学校の開催期間（5 月～11 月頃）や夏の学校休業期間等で市教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更、又は臨時に休所とすることがあります。
 - ア 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
 - イ 毎週月曜日（祝日の場合は、その翌日。）
- (2) 使用時間は、次のとおりです。ただし、市教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することがあります。
 - ア 宿泊する場合 午後 1 時から翌日午後 1 時まで

イ 宿泊しない場合 午前9時から午後10時まで

- (3) 管理運営については、消防法、建築基準法、旅館業法、食品衛生法、労働基準法等の関係法令を遵守の上、市教育委員会と指定管理者が締結する基本協定並びに西宮市立山東自然の家条例（平成元年西宮市条例第58号）及び同条例施行規則（平成元年西宮市教育委員会規則第18号）等の規定に基づいて行うこととします。

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりです。なお、指定管理者は、これらの業務を行うに当たって、その一部を第三者に業務委託することはできますが、これらの業務を一括して第三者に委託することはできません。

- (1) 山東自然の家の使用の許可、不許可、取り消し、停止及び制限に関する事務
- (2) 山東自然の家の使用料の徴収、減免及び還付に関する事務
- (3) 山東自然の家における利用の受け入れに関する業務
 - ア 自然学校の受け入れ
 - イ 一般利用者の受け入れ
 - ウ 西宮市及び朝来市主催事業の受け入れ
 - エ 設置目的を達成するために参加者を募って実施する自主事業
 - オ 緊急時の対応
- (4) 山東自然の家の施設、設備及び備品の維持管理
- (5) 山東自然の家の清掃業務
- (6) 山東自然の家の食堂運営業務
- (7) 山東自然の家の管理運営に関する事業報告
- (8) モニタリングに係る利用者アンケート等に関する業務
- (9) その他、山東自然の家の設置目的を達成するため市教育委員会が必要と認める業務

※ 業務内容の詳細は、別紙「西宮市立山東自然の家指定管理者業務仕様書」に記載しています。

※ 毎年度実施するモニタリングの具体的な手段については、市教育委員会と指定候補者で協議して決定します。モニタリングにあたって、利用者アンケートの実施、市教育委員会の労働実態調査への協力、決算書類等の必要書類の市教育委員会への提出等が必要となります。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間（予定）

※ 指定期間は議決事項であることから、市議会における指定の議決（令和5年12月予定）を経て、指定管理者として指定を受けた段階で確定します。

※ 指定期間中であっても、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取

り消すことがあります。

5 経費の負担

市教育委員会は、山東自然の家の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で次のとおり負担し、支払います。

- (1) 負担の対象となる経費は次のとおりとし、負担額は、指定管理者の候補となった者（以下「指定候補者」という。）の事業計画、収支予算等を基に、市教育委員会と指定候補者又は指定管理者が協議して決定します。

- ア 人件費
- イ 報償費
- ウ 旅費交通費
- エ 消耗品費、光熱水費
- オ 通信費、印刷費、広告宣伝費
- カ 備品購入費
- キ 修繕費、工事費
- ク 使用料、賃借料、保険料
- ケ 委託料
- コ 公租公課費

※ 山東自然の家の管理運営業務に要する経費（指定管理料）について、市教育委員会では次の金額を令和6年度の指定管理料の参考価格として積算しています。応募の際は、この価格を参考に必要な経費について精査してお見積りください。

参考価格（令和6年度指定管理料）： 90,934千円（税込）

※ 現指定管理者において複数年契約している次表のリース契約については、現在の契約を引き継いで継続することを原則とし、契約期間途中において解約する場合は、次期指定管理者の負担と責任において行うものとする。

リース品区分	内容・契約台数等	リース料月額 (税込)	契約期間
食器洗浄機	1台	12,320円	～2027年3月
冷水器	1台	9,900円	～2030年4月
フードスライサー	1台	18,370円	～2030年6月
防犯カメラ	屋外3台、屋内9台、記録設備	26,290円	～2025年7月
車両	トヨタハイエース1台	48,180円	～2026年3月
車両	スズキエブリィワゴン1台	24,640円	～2025年6月
PC、複合機等	デスクトップPC1台(サーバー機)、ノートPC7台、タブレットPC1台、複合機2台	108,926円	・タブレットPCのみ ～2026年4月 ・その他機器 ～2028年4月

- (2) 経費の支払は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準として四半期ごとに行うものとし、支払の時期、方法については、別途協定で定めます。
- (3) 西宮市が支払う経費は、指定管理者が通常使用する口座とは別の口座で管理してください。
- (4) 施設利用者から徴収する山東自然の家の使用料については、西宮市の歳入として取り扱いますので、指定管理者の経費に充てることはできません。
- (5) 施設利用者から徴収する食事及び教材等料金については、指定管理者の収入とします。食事及び教材等料金については、指定候補者又は指定管理者が定めるものとしませんが、金額を設定または改定する場合には、事前に市教育委員会の承認を得ることを必要とします。なお、食堂運營業務に係る費用は、食事及び教材等料金収入を充てることとし、西宮市が支払う経費からの充当は認められません。
- (6) 参加者を募って実施する自主事業に伴う経費等を除いた利益、自動販売機の設置に伴う売上等については、指定管理者の収入とします。ただし、事業の実施、自動販売機の設置等については、事前に市教育委員会の承認を得ることを必要とし、自動販売機の売上の一部については、市教育委員会と指定管理者で協議して決定する販売手数料を西宮市に納付する必要があります。また、自主事業に伴う経費等を除いた利益、自動販売機の設置に伴う売上等の収入は、可能な範囲で利用者に還元されるサービス費用に充ててください。
- (7) 西宮市が支払う経費を管理する口座と（5）及び（6）による収入については、別口座で管理を行い、会計についても、会計年度ごとに、別会計とする必要があります。また、西宮市が支払う経費を他会計へ繰出することは、認められません。

6 申請資格等

- (1) 指定管理者の募集に応募できるのは、次の要件を全て満たす単独の法人その他の団体とします（個人や共同事業体による申請はできません）。
 - ア 募集要項2の管理の基準及び募集要項3の指定管理者が行う業務の範囲に従い、山東自然の家の管理運営を適正に行うことができること
 - イ 管理運営に当たっては、消防法、建築基準法、旅館業法、食品衛生法、労働基準法等の関係法令及び西宮市の条例、規則、要綱等による制約を受け、一定の様式が要求されるとともに、指定管理者としての責任、義務等が生じることを了承できること
 - ウ 大雪等の荒天時でも管理運営に支障の無い職員体制が組めること。緊急時には速やかに責任者及び職員が現場に到着できること。また、市教育委員会からの要請があった場合には、速やかに西宮市に職員を派遣することができること
 - エ 宿泊型の施設運営に3年以上の実績があり、過去に重大な法令違反や取り消し等の処分歴を有していないこと
 - オ 生徒、児童に対して、学習の機会、遊びの場、食事などを提供する事業の実施に

- 実績があり、過去に重大な法令違反や取り消し等の処分歴を有していないこと
- カ 資産を有し、財務状況が健全であること
- (2) 当該団体又はその代表者等が次のいずれかに該当する場合は、申請することができません。また、申請後に該当することとなった場合若しくは将来該当する可能性が高い場合は、選定・指定しない場合があります。
- ア 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合
- イ 国税又は地方税を滞納している場合
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に相当する者である場合
(指定管理者として指定を受け、若しくは協定を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者である場合)
- エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、西宮市における一般競争入札の参加を制限されている場合
- オ 西宮市の市議会議員が地方自治法第92条の2に規定する役員等に相当する者である場合(西宮市の市議会議員が当該団体の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である場合)
- カ 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年西宮市条例第67号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合

7 申請書類等

- (1) 申請書類については、次のとおりです。
- ア 指定管理者指定申請書(様式1)
- イ 団体の概要について(様式1-2)
- ウ 施設管理の運営実績について(様式1-3)
- エ 暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書(様式1-4)
- オ 役員等の名簿(様式1-5)
- カ 山東自然の家の管理に係る事業計画書(様式2)
- キ 山東自然の家の管理に係る収支予算書(様式3)
- ク その他
- ① 団体の定款、寄附行為、規約、組合契約書その他これらに類するもの
 - ② 直近3事業年度の財務諸表
 - ③ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書(いずれも申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)並びに国税及び地方税の納税証明書等(滞納の税額がないことが分かるものであつて、いずれも申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)
 - ④ 法人以外の団体で、個人のみで構成される団体にあつては、代表者の住民票の写し及び印鑑証明書(いずれも申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)並びに国

税及び地方税の納税証明書等（滞納の税額がないことが分かるものであって、いずれも申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）

⑤ 法人以外の団体で、構成員に法人を含む団体にあつては、各法人構成員のイ、ウ、エ、オ、①、②、③の書類及び各個人構成員の④に示す書類

- (2) 上記の書類については、原本1部、複写10部ずつ提出してください。
- (3) 提出書類のうち様式の指定があるものについては、インデックスを付けるなどし、参考資料と区別できるようにしてください。また、参考資料の全てを「別紙」とはせず、一覧を添付するなど、資料の内容が把握しやすい形で提出してください。なお、その他及び参考資料は様式の次頁以降に付けてください。
- (4) 提出書類のうち指定があるものについては、上記の紙媒体に加え、電子媒体でも提出してください（e-mailで送信またはCD-R等に保存して提出）。

8 質疑の受付

申請の検討に当たっての疑義を解消するとともに、申請者間の公平性を確保するため、次のとおり質疑を受け付けます。

- (1) 質疑ができる者
指定管理者の応募資格を満たしている者
- (2) 質疑の提出方法
別添の「質問書」に質疑の要旨を簡潔に記入し、募集要項18の問い合わせ先まで、持参若しくはe-mailにて提出してください。窓口及び電話での口頭による質問は、受付できません。
- (3) 質疑の受付期間・時間
令和5年8月10日（木）から令和5年8月25日（金）まで
※持参する場合は、期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（午前12時から午後1時までを除く。）
- (4) 質疑に対する回答について
質疑及び質疑に対する回答内容については、上記の受付期間終了後、速やかに他の申請者等に周知するとともにホームページで公表します。

9 申請書類の提出期間、提出方法、提出先

- (1) 提出期間
令和5年9月1日（金）から令和5年9月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（午前12時から午後1時までを除く。）
- (2) 提出方法
下記の提出先へ持参してください（※郵送は不可）。
- (3) 提出先

10 指定候補者の選定方法

(1) 資格審査

申請書等の提出後、当該申請者の申請資格について、書類審査を行います。

(2) 選定

申請資格を有すると認められた申請者のうち、募集要項12の選考基準に照らし、最も適当と認められる団体を指定候補者として選定します。なお、指定候補者の選定に当たっては、選定を公平かつ適正に行う観点から、別に設置する選定委員会の審査を経ることとします。

選定委員会の審査に際して、申請者によるプレゼンテーションを行います(令和5年10月上旬の予定)。

(3) その他

ア 資格審査又は選定に当たり、申請者に対してヒアリングを行い、又は新たな書類の提出を求めることがあります。

イ 審査の結果、適当と認められる団体がない場合は、該当者なしとする場合があります。

11 選考基準

次の基準に基づき、公平かつ適正に審査、選考します。

- (1) 事業計画書による山東自然の家の運営が、市民の利用に関し不当に差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 事業計画書の内容が、山東自然の家の効用を最大限に発揮させるとともに、施設の効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書による管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、指定候補者が山東自然の家の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。
- (5) 管理運営に係る経費の縮減に関する方策をとっていること

※ 提案内容等については、次頁に掲げる選定基準及び配点に基づき審査し、山東自然の家を最も効率的に管理することができると認められる法人等を指定候補者として選定します。なお、審査の結果、指定管理者として適当と認められる法人等がない場合は、応募が1者のみであっても選定しない場合があります。

西宮市立山東自然の家指定候補者選定における審査基準

選定基準			配点
○ 審査項目（大項目）	審査項目（小項目）		配点
1 事業計画書による指定施設の運営が、市民の利用に関し不当に差別的取扱いが行われるおそれがないこと			10
①	指定管理者としての適性		5
②	基本方針・事業コンセプト		5
2 事業計画書の内容が、指定施設の効用を最大限に発揮させるとともに、指定施設の効率的な管理が図られるものであること			50
③	利用者サービスの向上	ア 自然学校をより充実させる提案	5
		イ 自然学校のプログラム運営が円滑に進むために協力を行う姿勢	5
		ウ 自然学校の指導補助員の育成を行う意欲・ビジョン	5
		エ 一般利用者の増加に向けた提案	5
		オ 情報発信について	5
		カ 食事サービスの提供について	5
		キ ニーズの把握と業務改善への反映	5
④	自主事業の内容		5
⑤	収支計画の適正性	ア 収支計画の内容	5
		イ 経費縮減の考え方	5
3 事業計画書による管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること			25
⑥	実施体制	ア 業務実施体制	5
		イ 安定的なサービスの提供	5
		ウ 職員の資質向上の提案	5
⑦	雇用及び労働条件	ア 労働条件	5
		イ 地域住民の雇用機会確保	5
4 その他、施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること			35
⑧	申請団体の経営状況等	ア 経営状況	5
		イ 類似施設等の管理運営実績	5
⑨	情報セキュリティー		5
⑩	安全・安心の確保	ア 施設の安全管理に対する姿勢	5
		イ 事故防止、防犯、防災に関する取り組み	5
		ウ 緊急時の対策	5
⑪	地域との良好な信頼関係の構築		5
5 管理運営に係る経費の縮減に関する方策をとっていること			30
⑫	管理運営に係る経費の額		30
合 計 点			150

1.2 選定結果の通知

指定候補者の選定後、その結果を速やかに申請者に文書で通知します。

1.3 指定管理者の指定

指定候補者は、議会の議決（令和5年12月予定）を経て、指定管理者として指定します。

1.4 協定

指定管理者は、市教育委員会と山東自然の家の管理運営に関する協定（基本協定及び年度協定）を締結します。

(1) 基本協定は、指定に係る全期間を対象とし、次の事項を協定します。

- ア 業務に関する事項
- イ 人員配置に関する事項
- ウ 事業計画に関する事項
- エ 事業報告に関する事項
- オ モニタリングに関する事項
- カ 会計区分に関する事項
- キ 山東自然の家の物品の所有権の帰属に関する事項
- ク 山東自然の家の管理運営業務に関して知り得た個人情報の保護に関する事項
- ケ 山東自然の家の管理運営業務に関して取得し、又は作成した文書の取扱いに関する事項
- コ 損害賠償に関する事項
- サ 指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項
- シ その他市教育委員会が必要と認める事項

(2) 年度協定は、年度ごとに締結し、年度ごとの具体的な管理経費の額等を協定します。

1.5 指定の取り消し等

(1) 次の事項に該当する場合は、指定期間中であっても、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

- ア 指定管理者が履行した内容が市教育委員会の求める水準を著しく下回るなど、山東自然の家の管理運営が適切に行われていないと認められるとき
- イ 社会的信用を失う等指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき
- ウ 指定管理者が協定内容を履行しない、又は協定内容に違反したとき
- エ 募集要項6の申請資格等（2）に掲げる事由に該当することとなったとき

(2) 指定の取消しに伴う指定管理者の損害に対して、市教育委員会は賠償しません。ま

た、取消しに伴い市教育委員会に損害が生じたときは、指定管理者は市教育委員会に対して賠償しなければなりません。

1 6 業務の引継ぎについて

(1) 指定管理業務の開始に際しての引継ぎ

新たな団体が指定管理者に指定された場合には、業務開始までの期間に、現行の指定管理者と業務内容等について引継ぎを行うこととします。なお、引継ぎにかかる人件費等の経費については、新たに指定管理者に指定された団体の負担とします。

(2) 指定管理業務期間終了等に際しての引継ぎ

指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項等の規定により指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときに新たな指定管理者が指定された場合は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供しなければなりません。

1 7 問い合わせ先

募集要項及び山東自然の家に関するお問い合わせについては、下記まで電話又は e-mail でお願いします。

西宮市教育委員会 青少年育成課（西宮市教育委員会神祇官分室2階）

電話：0798-31-5427

e-mail: vo_k_seisyo@nishi.or.jp

1 8 その他

- (1) 提出された書類等は、一切返却しません。
- (2) 提出された書類の内容は、原則変更することはできません（軽微な誤記の訂正を除く。）。
- (3) 提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 提出された書類等は、西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第2条第2号に規定する公文書に該当し、公開請求の対象となります。また、申請があった事実、提出された事業計画書及び選定の結果については、同条例第20条の規定により公表することがあります。
- (5) 申請に関して必要な費用は、全て申請者の負担とします。
- (6) 申請に当たって市教育委員会に開示したノウハウ等に関しては、申請者が指定管理者となった後に市教育委員会が当該ノウハウ等の提供を受ける場合を除き、一切対価等を支払いません。